

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定いたしました。

1. 計画期間 令和2年 4月 1日～ 令和7年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。(次世代法)
男性職員：計画期間中に2人以上取得すること。
女性職名：取得率80%以上を維持すること。

<対策>

●令和2年度から

男性も育児休業を取得できることを周知し、対象者に対し積極的に利用をするように働きかける。

育児休業中の職員に対し、随時情報提供を行い、スムーズな職場復帰が出来るように支援する。

育児休業制度、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

●令和6年 3月～

「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を推奨する、やまぐち“とも×いく”応援企業に登録する。

目標2：子を育てる職員に対し、仕事と育児を両立できるよう制度を周知し支援する。(次世代法)

<対策>

●令和2年度から

育児休業からの復帰者に対し、育児短時間勤務制度等を周知し利用を促す。

小学生未満の子を持つ職員に、時差勤務制度を周知し利用を促す。

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを引き続き実施する。(次世代法)

<対策>

- 令和2年度から
時間管理を徹底し、時間外労働を削減する。
毎月、原則週1回のノー残業デーを設定し周知する。

目標4：若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。(次世代法)

<対策>

- 令和2年度から
学校等と連携を図り、インターンシップや職場体験学習等の就業体験の機会を提供する。

目標5：計画期間中に1人以上、非正規職員から正職員へ転換する。(女性確約推進法)

<対策>

- 令和2年度から
正職員登用制度を周知し、正職員への転換を促す。